

- 1 委託業務名 「とやまグルメ・フードフェス 2024」 企画運営業務
- 2 委託業務の概要 展示や物販、体験イベント等を通じ、農林漁業や食への理解醸成を図るため、「とやまグルメ・フードフェス 2024」を企画し、運営する。
- 3 委託に係る催事の開催期日及び開催場所
 - (1) 開催期日 令和 6 年 10 月 26 日（土）及び 10 月 27 日（日）
 - (2) 開催場所 富山市友杉 1682 富山産業展示館（テクノホール）
- 4 委託の期間 契約締結の日から令和 6 年 11 月 29 日まで
- 5 委託費上限額 金 10,590 千円
- 6 委託業務の内容
 - (1) 企画・運営業務
次に掲げる事項に関する業務
 - 展示コーナー
 - ・行政や農林水産関係の団体等がブース出展し、施策等の展示・紹介を行います。
 - ・出展者が来場者にアピールしやすいブース仕様としてください。
 - ・通常の展示ブースのほか、就農相談ブースを設置してください。
(就農相談の相談者が、物販ブースにいる生産者・消費者や、商談ブースの企業（販売先）と関わる機会を設け、マーケットインの発送での就農をサポートできる仕組みの構築を含む)
※商談ブースの設置等、商談に関わる業務は、別事業で行うため、本委託業務に含まれません。
 - 販売コーナー
 - ・県産食材、加工品等の事業者がブース出展し、商品の販売を行います。
 - ・来場者が県産食材、加工品に対する理解を深めるブース形態としてください。
 - ・県内児童・生徒・学生、若手農業者、新規就農者、有機農業者にスポットをあてたブースを設けてください。
 - ・出展者が消費者である来場者の反応や売れ筋をみるなど、マーケティングによる県産食材、加工品の高付加価値化に繋がられるよう、ブース形態を工夫してください。
 - ・通常の販売ブースのほか、特別ブースとして、公募で採用された生産者や商工会等の出展者がブース形態・販売方法等を企画・運営できるブースも設けてください。
 - 飲食コーナー
 - ・飲食事業者がブース出展し、県産食材を活用した料理の販売を行います。
 - ・来場者が県産食材及び県産食材を使った料理・伝統料理に対する理解を深めるブース形態としてください。（飲食事業者用の共同キッチンやブース内での簡易調理ができる仕様）
 - ・来場者が会場内で飲食できるスペースを設けてください。
 - ・飲食コーナーには、キッチンカーを含みます。
出展者の一例)
 - ・食の匠（創作の匠）が在籍する飲食店
 - ・県内キッチンカー
 - ・県内寿司店、弁当店
 - ・県内飲食店

○ステージイベント

- ・ステージ上で、県産食材を活用した料理や伝統料理等の提案、実演などを行います。
実施例)
 - ・一流シェフなどによる県産食材を使った実演・体験イベント[外食への理解]
 - ・一般消費者に県産食材（富富富、米粉など）を活用した家庭料理を募集し、会場内で表彰、実演[内食への理解]
 - ・有機野菜など生産者の顔が見える加工食品コンテストを実施し発表[中食への理解]
 - ・生産者と飲食・メーカーがマッチングした成果商品の発表の場[県産食材活用促進]
 - ・子どもに人気の有名人と来場者の食の交流ステージ[子育て世帯への訴求] など
- ・料理の提案や実演については、単に一般の来場者が観覧を楽しむだけでなく、バイヤー等に具体的な食材の活用方法をイメージしてもらえよう工夫してください。
- ・多くの集客が期待できるイベントを企画・運営してください。
- ・照明、音響及びMCに掛かる費用を含みます。

○体験イベント

- ・簡単な調理器具が揃った体験コーナーにおいて、富山県産食材（富富富、米粉等）を活用した料理や食の匠（伝承の匠）等による伝統料理の調理体験等を行います。
- ・各日4回以上 各回25名程度
- ・参加者には、参加料（実費相当）を徴収し、本委託業務に充ててください。

○開会式、表彰式（とやま食の匠認定式、農林漁業振興会功労者表彰、富富富料理コンテスト授賞式等）

○来場者の利便性向上

- ・会場内での金銭の受け渡しは電子決済を基本とし、金銭の受け渡しが発生する全てのブース（販売・飲食・体験イベント等）での電子決済システムの構築・運用に掛かる費用も本委託に含めます。

○会場の美化・清掃

○その他フェス全体の企画

会場の借上げに係る業務（料金の支払を含みます。）は、とやまグルメ・フードフェス実行委員会（以下「実行委員会」といいます。）が行います。

（2）設営・撤去業務

会場の設営及び撤去に関するすべての業務

- ①展示、販売、飲食、併催事業等に係るブース、②メインステージ、③体験コーナー、④会場内外のサイン、⑤電気・給排水設備等の設営及び撤去
- 出展、展示ブースのネームプレート、机、白布等に係る業務を含みます。

（3）出展調整業務

次に掲げる事項に関する業務

- ・展示、販売、飲食コーナー出展者の募集（若手、新規就農者、有機農業者等含む）
- ・出展者の選定に関する事項（出展者からの相談等への対応を含みます。）
- ・ゾーニングやブース配置等の調整
- ・出展者説明会の開催（開催日の3週間程度前を想定）
- ・出展料の徴収（出展料は実行委員会の収入とします。）

※出展者の決定は、実行委員会と協議して行うものとします。

(4) 交通関係業務

次に掲げる事項に関する業務

- ・駐車場の確保・管理（借上げに係る業務を含みます。）
- ・交通誘導員の確保・配置
- ・シャトルバスに係る案内看板の設置
- ・出展者、併催事業出席者等向け駐車券の作成及び送付

※シャトルバスの借上業務（料金の支払を含みます。）は、実行委員会が行います。

(5) 広報業務

次に掲げる事項に関する業務

- ・事前配布用チラシ（A 4判 40,000 部程度）及び当日配布用チラシ（A 3判（二つ折 A 4判 4 P）20,000 部程度）の作成
- ・ポスター（B 2版 1,000 枚程度）の作成
- ・チラシ及びポスターの封入及び発送

公共施設・公共交通機関など、多くの人々の目に触れる場所において、積極的な配架・掲示を行ってください。

県の組織へのチラシ及びポスターの配布は、実行委員会が行います。

- ・テレビ、ラジオ、新聞広告、WEB、SNS等を活用した広報
シニアだけでなく、子育て世代や児童・生徒・学生も多く来場いただけるよう、広報媒体、方法を工夫してください。

(6) 事業実施の効果検証業務

- ・次に挙げる項目のほか、効果検証に必要と思われる項目の情報を取得し、効果検証結果をまとめてください。

- ・出展者の満足度、出展者のマーケティング満足度
- ・来場者数、来場者の満足度
- ・SNS広告 表示回数、視聴数
- ・インフルエンサー等によるSNS発信数
- ・売上額

7 委託者に提出すべき成果品

実績報告書の提出に併せ、次の成果品を提出してください。

- (1) 設計図（レイアウト図） 一式
- (2) パネルの原稿 一式
- (3) 記録写真データ 一式（DVDで提出すること。）
- (4) 記録動画データ※ 一式（DVDで提出すること）

※ステージイベントや体験イベントの実演・体験のデジタルアーカイブとして位置づけ

8 その他

- ・各業務（展示、販売、飲食コーナー、ステージイベント、体験イベント）がリンクし、相乗効果を得られる工夫をしてください。
- ・この仕様書は、公募型プロポーザル実施用のものであり、委託契約時は契約候補者との協議の内容等を踏まえ、修正することがあります。
- ・この仕様書は、実行委員会の収入となる出展料（1,500,000円）を見込んだものであり、出展料がこれに満たないときは、実行委員会としての収支がマイナスにならないよう、実施内容の一部変更により、委託金額を減額する場合があります。